

廃棄物埋施設保安規定に係るコメント回答

令和4年8月10日
原子力科学研究所
バックエンド技術部

〈コメント〉

「バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長」が主語になる部分について、「バックエンド技術部長」及び「放射性廃棄物管理技術課長」の業務はどのように棲み分けているのか？

〈回答〉

今回の変更申請において、廃棄物埋施設は、「原子力科学研究所調達管理要領」に従い調達管理を行うこととなるが、本要領では、調達管理に係るグレードに応じて、「部長」及び「課長」が行う業務の棲み分けが定められている。具体的には、廃棄物埋施設に関する「安全機能を有する施設」に関する調達は「部長」、それ以外の調達は「課長」が行うことを明確化するため、本要領に追記することとしている。

〈コメント〉

本補正申請で調達に関する業務が「放射性廃棄物管理技術課長」に追加されているが、保安規定の職務に追記する必要はないのか？

〈回答〉

放射性廃棄物管理技術課長は、従来から保安規定第5条第2項第13号に定める「廃棄物埋施設の保全に関する業務」の一環として調達に関する業務を実施している。

また、契約に関する最終的な責任と権限は契約部長が有していることを保安規定第13条第2項5.5.1及び別図第1に定めていることから、放射性廃棄物管理技術課長の職務に調達に関する業務を追記する必要はないと考える。

以上